

速報第3894号 R.6.12.9発行 総務課扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	6年・4定期 予算特別委員会 12月9日	質問者	丸山 はるみ 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課		
一 いじめ・不登校への対応について (一) いじめ・不登校の要因について 昨年度、北海道ではいじめ認知件数、不登校生徒数ともに過去最高を更新しました。その要因はどこにあったのか、道教委の見解を伺います。	(生徒指導・学校安全担当局長) いじめ・不登校の状況についてでありますが、いじめの認知件数は、昨年度、過去最多となり、このことは、各学校において、法に基づくいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒の見取りが丁寧に行われるようになったことなどが要因と考えております。 また、不登校についても、昨年度、過去最多となり、このことは、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、さらには、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられます。	生徒指導・学校安全課		
(意見) 子どもたちの状況をキャッチする精度が上がっているということについては、私も同意するところですけれど、ただ、重大事案がなくならないということについては、引き続き、懸念があるかなと思っています。		生徒指導・学校安全課		
(二) 教員の負担軽減の取り組みについて 過去最高の件数であるということは、いじめ・不登校への対応をするための教員の負担も重くなっています課題になっているのではないかと想像いたします。こうした教員の負担軽減のために、どのような対策が講じられているのかお答えください。	(生徒指導・学校安全課長) 教職員の負担軽減についてでありますが、いじめや不登校などへの対応におきましては、学級担任一人ではできないことも、教職員や専門家、関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、指導・助言の幅や可能性が広がり、教職員の児童生徒への関わりを高めることができます。なると考へておおり、道教委では、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもたちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた児童生徒への支援を行うよう各学校に対し周知しています。	生徒指導・学校安全課		
(再質問) いろいろな役職の方をおっしゃったかと思うのですが、教職員がチームでとの答弁がありました。実際には、どのようにチームを組んでいるのか、お示しください。	(生徒指導・学校安全課長) 生徒指導事案におけるチームの構成についてであります。いじめや不登校の対応におきましては、校内のメンバーとして、管理職や学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談コーディネーターなどでチームを構成し、また、外部のメンバーとしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに事案に応じて、医療、福祉、警察等の関係者にも参画いただすることとしています。	生徒指導・学校安全課		
(三) 教職員向けツールについて これまでですね「ほっと」、「アセスメントツール」、「心の天気アンケート」、「コンパス」と教職員向けのツールが次々と登場していると聞いております。ツールごとの役割はどのようにになっているのかお示しください。	(生徒指導・学校安全課長) 児童生徒支援のツールについてであります。道教委では、生徒指導分野において、児童生徒を支援するための各種ツールを作成し、各学校に活用を促しており、 <ul style="list-style-type: none"><li>・子ども理解支援ツール「ほっと」は、意見を伝える、注意を呼びかけるなど、児童生徒のコミュニケーションスキルの状況を測定するもので、</li><li>・「アセスメントツール心と身体のチェック」は、児童生徒の心と身体の状況や変化を確認し、リスクのあるような児童生徒の早期発見・早期対応に役立てるものの、</li><li>・いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」は、いじめ問題への対応について、「未然防止」「早期発見」などの基本的な取組などをまとめたもの、</li></ul>	生徒指導・学校安全課		

質 疑・質 問	答弁	担 当 課
(四) 生徒に向き合う時間の確保について こうしたマニュアルだとかツールを使用してですね、負担の軽減を図る狙いというのは一定程度理解をいたしますが、そうしたマニュアル、ツール上の数値に追われることで教員の負担が増え、生身の生徒と向き合う時間が確保できないということでは本末転倒だなというふうに思っております。生徒と教員らが人ととして対応する、対面するそういう時間を確保するためにも、教員を増員することが必要だと思いますけれども、道教委としてはどのように考えていますでしょうか。	・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」は、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSなどを教職員が察知し、積極的な支援につなげ、未然防止を図るものとなっています。  (生徒指導・学校安全担当局長) 教員の増員についてありますが、道教委といたしましては、各学校が、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に適切かつ迅速に取り組むためには、人材の一層の確保が重要と考えており、いじめや不登校など生徒指導上の課題への対応に向けて、児童生徒支援加配など、教職員定数配置の拡充などについて、国に対し、引き続き、強く要望してまいります。	生徒指導・学校安全課
(五) 不登校生徒への対応について 不登校状態となった生徒に、どのような支援が行われているのか、お示しください。	(生徒指導・学校安全課長) 不登校児童生徒への支援についてありますが、各学校では、不登校児童生徒の状況によっては、休養が必要な場合があることにも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を講じており、さらに、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援や家庭等への訪問による支援を行っています。 また、道教委では、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングや、インターネット空間を活用した学習機会の確保や居場所づくりなどに取り組んでいます。	生徒指導・学校安全課
(六) オンライン授業について 不登校生徒の学習支援・学習相談でオンライン授業や対応を行っているとのことですが、不登校となる要因の一つにはいじめなども考えられると思います。そうした生徒においては、オンライン上とはいえ、原因となる加害生徒の姿が映ることがですね、生徒のメンタルに影響を及ぼす恐れがあるのではないかと危惧をします。そうした事態が起こらないような配慮はできる、どう仕組みはあるのかどうか。 また、そうした配慮を行うよう、オンライン授業をする教員について周知をしているのかどうかお答えください。	(生徒指導・学校安全課長) オンライン授業における配慮についてありますが、生徒指導上の問題に関し、オンライン授業における配慮事項として示しているものはありませんが、道教委では、各学校に対し、いじめを受けた児童生徒が安心して学習できる環境を確保するよう指導しており、各学校では、例えば、教室内におけるカメラの位置を工夫することや、チャット機能を利用する際に、いじめを行った児童生徒とのつながりを防止することなど、保護者や児童生徒に配慮事項等を事前に確認の上、対応していると承知しています。	生徒指導・学校安全課
(再質問) 小中高校それぞれですね、不登校の児童生徒にオンライン授業をすることができるということなんんですけども、実際にオンライン授業を行う教員の負担が増えるのではないかと。そのことで、生徒の異常といいますか、信号をですね、気付く機会が減少するのではないかと心配があります。こうした不登校対応のオンライン授業についての追加配置等はあるのでしょうか。 そのような状況を生まれないために、どのように取り組んでいくのかお答えください。	生徒指導・学校安全担当局長) オンライン授業についてありますが、義務教育段階における、不登校児童生徒の出欠の取扱いについては、国の通知により、 <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問等による対面指導が、適切に行われることを前提とすること</li><li>・児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること</li><li>・児童生徒に対する対面指導や、学習活動の状況などについて、十分把握できること</li></ul> などの一定の要件を満たした上で、自宅などにおける、ICT等を活用した学習活動については可能な限り、指導要録上、出席扱いとするとされております。 また、高等学校においては、不登校児童生徒に関し、自宅などから、高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講する場合、指導要録上、出席扱いにすることができるときとされております。 教員がいじめや不登校の児童生徒に対し、オンライン授業などを行うに当たっては、学校全体の協力体制などにより、個々の教員の負担軽減を図る必要があります。また、いじめや不登校など、生徒指導上の諸課題、指導上の課題への対応に向けて、児童生徒支援加配など、教	生徒指導・学校安全課

質 疑 ・ 質 問	答弁	担 当 課
(七)これまでのいじめ案件の教訓と再発防止について これまで全国から注目されるいじめ案件が複数発生し、そのたびに、教訓とし、再発防止策を講じると道教委としては説明してきたと思います。 しかし本年8月に出された、いじめ重大事態の調査報告書では道内の各学校においては、いじめに対する知識や経験が不十分なものと指摘を受けています。これまでのいじめ案件で何を教訓としてきたのか、同じことを繰り返させないためにも、生徒に向き合える学校の体制づくり、教員のメンタルケアをはじめ、様々な課題に組織全体で取り組む必要があると思いますが、見解を伺います。	職員定数配置の充実などに向けて、国に対し、引き続き、強く要望してまいります。  (学校教育監) いじめ問題への対応についてであります、本道におけるいじめの認知件数や重大事態の発生件数は、昨年度、過去最多となり、道立学校においても深刻な重大事態が発生するなど、各学校において、いじめ対策をより強化する必要があると考えております。 道教委といたしましては、これまで、「いじめ見逃しゼロ」の徹底や、児童生徒が被害を訴えやすい仕組みづくり、さらには、適切なアセスメントに基づく被害・加害児童生徒への対応などに取り組んでまいりました。 今後は、各学校が、いじめの解消に向けて、担当教員のメンタルケアにも留意をしつつ、迅速かつ組織的に対応することや、外部の専門家などと連携した事案の長期化・深刻化の防止など、いじめ防止取組プランに基づく対応が徹底されるよう、いじめ問題に対して一層の危機感を持ち、本道の子どもたちの命と心を守る取組を進めてまいります。	生徒指導・学校安全課
二 冷房設備設置等について 道立学校の暑さ対策として、道教委は道立学校の冷房設備の整備について、25校の特別支援学校のほか、幼稚部、小中学部を有する学校を優先し、高等学校については、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて整備を行っていると承知しています。 しかし昨今の夏の暑さから、早急な冷房設備の整備が求められていると考えており、以下伺います。		
(一) 今年度に大規模改造の設計をしている道立高校について 今年度、大規模改修について、何らかの設計をしている道立高校をお示しください。それらの道立高校について空調設備の整備の予定の有無と、それぞれ冷房設備の整った校舎となる時期をお示しください。		施設課
(二) 今年度に大規模改造をしている道立高校について 今年度設計の5校は、3年後から冷房設備が整うことになるということで、次に今年度、大規模改修工事に着手した道立高校をお答えください。		施設課
(再質問) 今お答えいただいた6校ですが、次の大規模改造工事まで空調設備の整備工事がされないと聞いています。設計変更を行い、冷房整備するべきではなかったのかと思うのですが、なぜしなかったかお答えいただいていいですか。		施設課
(三) 今年度に大規模改修工事実施の道立高校の冷房設備整備について 今年度大規模改修が行われている道立学校への空調設備の整備は、次の大規模改修まで何年待たされるのか。それまで、現在普通教室に配備された簡易型空調機器の性能は保たれるとお考えなのでしょうか。また、仮にその簡易型空調機器が故障した場合はどのような対応を考えているのか、併せてお示しください。		施設課 (健康体育課)

質 疑・質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再質問) 今年度、大規模改造工事に着手した札幌東商業以下6校は、今後10年以上は次の大規模改造工事が行われないとのことでした。 簡易型の空調機器については、その標準使用期間は9年から10年とされておりますから、簡易型空調機器について、故障等した場合、更新などを検討とは具体的にはどのような対応を行うのかお答えください。</p> <p>(四) 冷房設備を大規模改造で設置する方針の見直しについて 救急搬送までされてしまう児童生徒がいることは大変心配されることですが、小樽市では今年の夏に間に合うように市内29の小中学校に業務用クーラーをつけました。生徒たちに少しでも快適な学習環境を保障するためには道立高校も簡易型空調機器ではなく、大規模改造を待たずに少しでも性能の良い業務用クーラーの設置を進めるというような、現行の方針を見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>討してまいります。</p> <p>(健康・体育課長) 更新に向けた検討についてありますが、簡易型空調機器の標準使用期間が経過した場合や、故障が生じた場合には、機器の状況を踏まえ、必要に応じ、簡易型空調機器の修繕や購入を行うこととしているものです。</p>	健康体育課
<p>(再質問) 熱中症での保健室利用と救急搬送が増えていることを重く受け止めなければならないと思います。応急処置が肝心だと言われておりますけれども、自覚症状がないことも注意事項だと思っていて、軽症でもだるさやめまい、頭痛などの後遺症が残ることもあると調べました。特に高校3年生などでは受験を控えた大事な時期でもあります。現在の方針である校舎の大規模改造でしか冷房設備が更新されない、良いものが入らないということではなくて、現在の簡易型冷房機器が不具合を起こしたり壊れたりしても、また同じものをつけるというのではなく、せめて業務用の性能のいいエアコンにするなどの対応を児童生徒の健康と将来のために、方針を変更して対応をとるべきではないかと思うのですがいかがですか。</p> <p>(指摘) 同じ答弁しかいたげなくて残念だと思うとともに、予算の関係で大変だと思いますけども、ぜひ前向きに方針変更できるようお願いしたいと思います。</p>	<p>(総務政策局長) 空調設備の整備についてでございますが、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止はもとより、安全・安心で快適な教育環境の整備は重要です。 道教委では、空調設備の整備にあたりましては、体温調節が困難であったり、自らの意思をうまく伝達できない児童生徒が在籍している特別支援学校への整備を優先的に進めることとしておりまして、高等学校への整備につきましては、大規模改造工事等に合わせて整備するとともに、引き続き、国の財政支援を強く要望するほか、簡易型空調機器の効果的な利用方法や実効性の高い健康・安全対策などを各学校に周知するなど、児童生徒の命や健康を守る観点から、学校における暑さ対策の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(総務政策局長) 今後の対応についてでございますが、道教委では、空調設備の整備にあたりましては、特別支援学校への整備を優先的に進め、高等学校への整備につきましては、大規模改造工事等に合わせて整備することとしており、引き続き、国の財政支援を強く要望するとともに、簡易型空調機器の効果的な利用方法や、実効性の高い健康・安全対策を各学校に周知するなど、ハード・ソフトの両面から、学校における暑さ対策の充実に取り組んでまいります。</p>	施設課 施設課
<p>三 校則の見直しについて</p> <p>(一) 校則見直し実施の把握について 道教委では、2021年12月に各道立学校に対して、校則の見直し等に関する通知を出しています。取組を推進してきたと承知しています。しかし、実際の学校現場では、いまだにツーブロック禁止ですか、靴下に対してショート丈はダメというような指導が行われている学校があると、指導を受ける生徒からは疑問の声が上がっておりますが、校則見直しするまでには至っていない。道教委がいう絶えず積極的に見直すという方針と異なると考えますが、見解を伺います。</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 校則の見直しについてでありますが、道教委では、令和3年度以降、道立学校に対し、各種会議等において、 ・校則の内容が、生徒の実情等を踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すこと、 ・校則の見直しや運用について、全教職員の理解を深め、生徒に意見を聴取するなどの必要な取組を進めることなどを指導助言とともに、定期的に見直しの状況を確認しております、その結果、全ての道立高校で校則の点検が実施され、96%の学校で見直しが行われました。 学校を取り巻く環境や生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不斷に見直す必要があり、今後も引き続き指導していく考えです。</p>	生徒指導・学校安全課

質 疑・質 問	答 夷	担 当 課
(二) 校則見直しに係る仕組みづくりについて 2022年9月に「道立高等学校の校則の見直しに係る調査結果」をまとめています。校則の見直しを行う場合、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりする機会を設ける仕組みができていない学校が18%ある。また、校則の見直しの手続きについて、生徒や保護者への周知をしていない学校が17%となっていました。校則について声を上げにくい、校則見直しをどのように取り組めばいいかわからない状況というのがあると思っていまして、これを解消する必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。	(生徒指導・学校安全課長) 見直しに向けた取組についてであります。学校が校則を見直すに当たっては、生徒が主体的に話し合う機会を設けたり、保護者の意見を参考にしたりするとともに、学校ホームページ等を通して、地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で意見を伺うなど、定期的に見直すことができる仕組みづくりが重要です。 そのため、道教委では、令和4年に実施した校則の見直しに係る調査結果を踏まえ、課題が見られる学校に対し、個別に指導するとともに、本年2月には「校則見直しの取組事例集」を作成し、校則の見直しに向けて、生徒や保護者の意見を収集し、校内委員会を立ち上げて検討した事例や、生徒・保護者・地域と共に理解を深めた事例などを各学校に周知しており、今後も、各高校が事例集を活用し、校則の見直しを絶えず行うよう指導してまいります。	生徒指導・学校安全課
(再質問) 課題が見られる学校に対して、個別に指導という答弁がありましたけれども、具体的に誰にどのように行っているのか、お示しください。	(生徒指導・学校安全課長) 学校への指導についてであります。校則の見直しに関して課題が見られる学校に対しては、令和4年度中に、個別に指導したところであり、その方法としては、各教育局の指導主事による学校訪問等の際に、管理職や生徒指導担当教員等に対し、指導を行いました。	生徒指導・学校安全課
(三) 校則に関する意見聴取の仕組みの周知について 現在子ども政策調査特別委員会で「北海道こども基本条例」及び「北海道こども計画」の素案が示されているところです。目的は子どもの権利が守られ、幸福な生活を送ることができる北海道の実現とあります。そのためには何よりも子どもの意見を聞くことが重要とされているからこそ、こどもの意見表明権の保障が今、注目されております。校則見直しにおいても例外ではありません。むしろ積極的に声を上げる生徒ばかりがそろっているわけではありませんから、意見聴取の仕組みの構築は必要であり、それをホームページや生徒手帳などに掲載するなどで常に周知するべきだと考えますかいかがでしょうか。	(生徒指導・学校安全担当局長) 周知についてであります。校則の見直しに当たり、学校がその方針を明らかにした上で、生徒が相互に主体的に話し合うことを通じて、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにするとともに、こうした取組や見直した内容を広く公表し、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、よりよい教育活動につなげていくことが重要です。 道教委といたしましては、各学校が、自校の生徒からの意見聴取はもとより、学校ホームページなどにより、校則を公表し、保護者や地域の方々から、学校運営協議会などを通じて意見を伺うなどして定期的に校則を見直していくことが大切と考えており、効果的な取組事例を周知しながら、各学校の実態に応じた適切な校則の運用が図られるよう指導助言してまいります。	生徒指導・学校安全課
(四) 地域住民の意見聴取について 前述の調査では、地域住民やPTAの意見を参考にするなど、定期的に校則を見直す仕組みのない学校が12%というふうになりました。進路を考えるにあたり、地域からの学校への評価とかイメージが損なわれてはいけないという心配は当然だと思いますけれど、そうした心配から校則の見直しがしにくいとの声も聞かわれます。しかしですね、そもそも地域住民やPTAからの意見聴取の機会がないれば、学校の思い込みによってですね、校則の見直しが進まないという事態もあるのではないかと思うわけです。校則見直しにおける地域とのコミュニケーションは重要だと考えますけれどもいかがでしょうか。	(生徒指導・学校安全課長) 地域からの意見聴取についてであります。学校を取り巻く環境や生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不断に見直すことが必要であり、学校ホームページ等を通して、地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で意見を伺うことは重要と考えています。	生徒指導・学校安全課
(五) 校則見直しの効果について 道教委では、今年2月に校則見直し取組事例集を作成しています。この中で18校が掲載されまして、小規模校から大規模校まで、普通学科だけでなく専門学科も取り上げており、それぞれの学校で多様な取組が行われていると分かりました。意見聴取については、学校の各フロアへ目安箱を設置したり、生徒や保護者のアンケートなど工夫が凝らされています。また見直しの内容も髪型などにとどまることなく、ジェンダーにとらわれないことが求められる今の時代にあった議論や、厳冬期の防寒対策といった生徒自身の健康に着目した議論も行われたということを紹介しております。大変評価できる内容だなと思っています。この事例集をどのように活用されたのか伺います。	(生徒指導・学校安全課長) 事例集の活用についてであります。各学校におきましては、「校則見直しの取組事例集」を活用し、生徒指導部会等において、自校の校則が、社会情勢に合ったものとなっているか確認することや、生徒会担当の教員が、生徒会役員に対し、校則の見直しに向けて話し合う機会を設けるよう促すなど、校則の見直しや、見直しの過程に生徒自身が参画することなどについて、効果的に活用されているものと承知しています。	生徒指導・学校安全課

質 疑・質 問	答 弁	担 当 課
(再質問) これまでの校則見直しに係る調査あるいは今年2月に発出した取組事例集など、同様なものを今後も出す予定はありますか。	(生徒指導・学校安全課長) 調査などについてであります、校則の見直しに係る調査につきましては、これまで1年おきに実施しており、今後も継続する考えです。 また、「校則見直しの取組事例」につきましては、調査結果等を踏まえた上で、必要に応じ更新を検討する考えです。	生徒指導・学校安全課
(六) 今後の校則の運用について 見直しを実施した学校の事例を周知していくことで、校則について議論すること自体を推進する効果があると思います。生徒が主体的に校則の議論に関わることを期待しています。絶えず積極的に見直すことを求められている校則について、道教委としてどのようにその運用が行われるべきと考えているのか伺います。	(学校教育監) 校則の運用についてであります、校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、校長が定めているものであります、教育の目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているかについて、社会環境や生徒の実情などを踏まえ、絶えず見直しをしていくことが必要であります。 道教委といたしましては、生徒の個性を尊重し、よりよい学校生活を送るための校則の在り方や、常に見直すことができる具体的な観点、校則を地域に公表して、地域とともに生徒の成長を支える体制づくりなどについて各学校に周知をし、それぞれの実情に即した適切な対応が図られるよう指導助言してまいります。	生徒指導・学校安全課